

農業経営支援策 活用カタログ 2025 【地域計画版】



カタログ利用の手引き

本カタログでは農業を営まれる方の経営発展に役立つ主な支援策を紹介します。

中項目番号：
項目毎に番号をつけています。

対象者タブ①：
支援対象（個人、法人、サービス
事業者、集落営農、地域）に応
じて色をつけています。

対象者タブ②：認定農業者、認定
新規就農者が支援対象や採択の
ポイントアップ対象になっている場合
に色をつけています。

大項目名：
課題テーマ毎に分けています。

中項目名：
活用できる場面を記載しています。

支援方法タブ：
支援方法（補助金等、出融資、
税制、その他）に応じて色をつけて
います。

お問い合わせ先：
事業担当の連絡先です。
ご不明なことがあればこちらにお問
い合わせください。

関連事業：
関連する施策がある場合に紹介
しています。

ご利用に当たっての留意事項

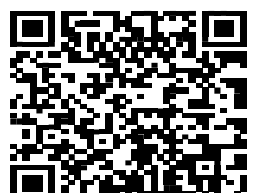
本カタログの内容は、2025年度予算を中心として、2025年4月時点の内容を紹介しているものです。

今後、内容に変更がある得ることや事業によっては募集を終了しているものがあることをあらかじめご了承ください。

事業内容や利用方法の詳細については、各施策ごとに掲載している「お問い合わせ先」にご確認をお願いします。

本カタログの掲載先

>>https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/chiiki_keikaku.html



目次

項目番号	中項目名	該当ページ	事業・制度等の名称
「人と農地の問題」の解決			
1	地域計画に基づき、農地の集積・集約化を進めたい	P. 1	農地中間管理事業
		P. 2	機構集積協力金交付事業
		P. 3	多面的機能支払交付金 中山間地域等直接支払交付金 農地耕作条件改善事業
2	荒廃農地を活用したい	P. 4	農地中間管理機構関連農地整備事業 農業競争力強化農地整備事業
		P. 5	水利施設整備事業 畑地帯総合整備事業
		P. 6	農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）
		P. 7	遊休農地解消対策事業
3	耕作条件を改善したい	P. 8	農地耕作条件改善事業
4	基盤整備を行いたい	P. 9	農業競争力強化農地整備事業
		P. 10	農地中間管理機構関連農地整備事業 水利施設整備事業 畑地帯総合整備事業 農地耕作条件改善事業 農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）
人材を育成・確保			
5	新たに農業を始めたい	P. 11	新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金
		P. 12	新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業
6	新たな人材を確保したい	P. 13	雇用就農資金（雇用就農者育成・独立支援タイプ）
		P. 14	雇用就農資金（次世代経営者育成タイプ）
		P. 15	新規就農者育成総合対策のうち 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業
		P. 16	雇用就農緊急対策のうち雇用体制強化事業（就労条件改善タイプ）
経営継承を支援			
7	経営継承した後の経営を発展させたい	P. 17	経営継承・発展等支援事業
8	経営を継承する人材を確保・育成したい	P. 18	雇用就農資金（新法人設立支援タイプ）
9	経営を継承して新規就農したい	p. 19	新規就農者確保緊急円滑化対策のうち世代交代・初期投資促進事業（世代交代円滑化タイプ） 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業（地域計画早期実現支援枠）
経営発展に向けた取組			
10	集落営農の活性化を図りたい	P. 20	集落営農連携促進等事業
資金の確保			
11	農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい	P. 21	スーパー L 資金
		P. 22	農業近代化資金 農業信用保証保険支援総合事業のうち 農業近代化資金保証料助成金交付事業
機械・施設の導入			
12	経営改善に必要な農業用機械・施設を導入したい	P. 23	農地利用効率化等支援交付金
13	産地全体の収益性向上のために必要な機械導入や施設整備等をしたい	P. 24	産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策
14	カントリーエレベーターや選果場など産地基幹施設を整備したい	P. 25	強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
		P. 26	新基本計画実装・農業構造転換支援事業
15	機械や施設を取得する場合に活用できる税制について知りたい	P. 27	農業経営基盤強化準備金制度

項目番号	中項目名	該当ページ	事業・制度等の名称
安定した農畜産物の生産			
16	米、麦、大豆などを安定的に生産したい	P.28	コメ新市場開拓等促進事業
		P.29	小麦・大豆の国産化の推進
17	国内資源を活用した肥料を生産・活用したい	P.30	国内肥料資源利用拡大対策事業のうち国内肥料資源活用総合支援事業
18	果樹の省力樹形や優良品目・品種の導入、小規模な園地整備、防風ネット等の設備の導入をしたい	P.31	持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策
		P.32	産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（うち果樹）
19	果樹の大幅な省力化等に向けた実証に取り組みたい	P.33	持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策
20	果樹の新たな担い手を確保するための園地整備をしたい	P.34	持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策
21	新しく園芸産地をつくりたい	P.35	持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援
22	茶の改植や茶の有機栽培、輸出向けの茶の生産等に取り組みたい	P.36	持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
		P.37	産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（うち茶）
23	花き生産や流通の効率化に取り組みたい	P.38	持続的生産強化対策事業のうちジャパンフラワー強化プロジェクト推進
24	国産飼料の生産・利用を拡大したい	P.39	国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業
		P.40	飼料備蓄・増産流通合理化事業のうち国産飼料増産対策事業
			強い農業づくり総合支援交付金
高付加価値化・輸出の取組			
25	農林水産物・食品を輸出したい	P.41	グローバル産地づくり推進事業のうち 大規模輸出産地モデル形成等支援事業
環境への取組			
26	環境にやさしい農業や有機農業に取り組みたい	P.42	みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち 有機農業拠点創出・拡大加速化事業
		P.43	みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちグリーンな栽培体系加速化事業
27	地域共同で農地、水路、農道等の地域資源の保全管理等に取り組みたい	P.44	多面的機能支払交付金
		P.45	中山間地域等直接支払交付金
28	野生鳥獣による農作物被害の低減やジビエ利活用を推進したい	P.46	鳥獣被害防止総合対策交付金
29	農作物残渣等を活用してエネルギーを製造したい	P.47	みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちバイオマスの地産地消
30	生産段階の環境負荷低減の取組に必要となる機械・施設を取得したい	P.48	みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちみどりの事業活動を支える体制整備
その他の支援			
31	中山間地の特色を活かした経営を展開したい	P.49	中山間地農業ルネッサンス事業
32	農作業の受託や機械のシェアリング（共同利用）等の農業支援サービス事業を新たに立ち上げたい	P.50	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業

1 地域計画に基づき、農地の集積・集約化を進めたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

農地中間管理機構（農地バンク）は地域計画を実現するために、農地の集積・集約化を行います。

【事業名：農地中間管理事業】

対象となる方

農業者等（農地を貸したい方、農地を借りたい方）

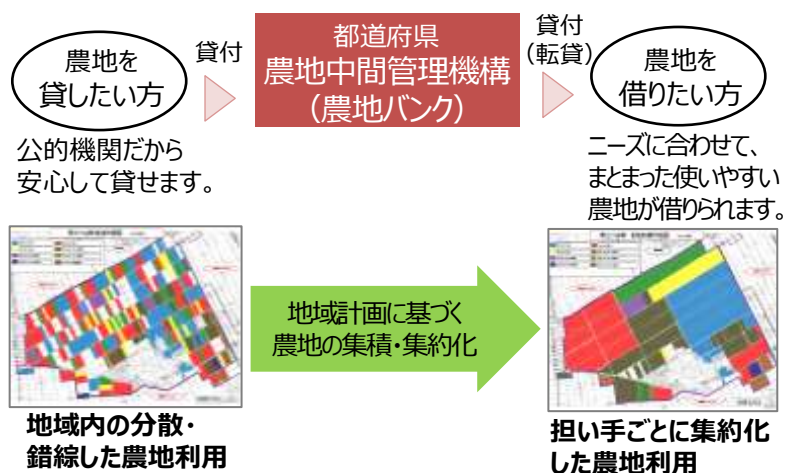
支援内容

地域計画を実現するため、農地バンクは、農地を貸したい人から借り受け、地域計画に位置付けられた受け手に対して貸付けを行います。

特徴

農地バンクに貸し付けた農地は、貸付期間終了後に必ず返却されます。期間満了後に再度貸付けを行うことも可能です。

農地中間管理機構（農地バンク）の仕組み



農地中間管理機構（農地バンク）には、以下の関連対策があります。

- ◆機構集積協力金交付事業 1 番 2 ページへ
→ 農地バンクを活用して、農地集積・集約化に取り組む地域を支援
- ◆遊休農地解消対策事業 2 番 7 ページへ
→ 市町村や農地バンクが行う、農地バンクが借り受けた遊休農地又は借り受けることが確実と認められる遊休農地に対する簡易な整備に要する経費を支援
- ◆農地耕作条件改善事業 3 番 8 ページへ
→ 農地バンク等による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細やかな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせ支援します。
- ◆農地中間管理機構関連農地整備事業 4 番 9 ページへ
→ 農地バンクが借り入れている又は所有している農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県又は市町村が行う基盤整備を支援
- ◆持続的生産強化対策事業のうち
 - 果樹農業生産力増強総合対策 18~20番 31~34ページへ
→ 果樹の生産基盤を強化するため、労働生産性の向上に資する省力樹形や優良品目・品種への改植・新植等の取組のほか、生産性を飛躍的に向上させるための産地構造の転換に向けた実証等の取組を支援します。
 - 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 22番 36ページへ
→ 産地の戦略に基づく茶園の新植や改植、有機栽培や輸出向け栽培への転換、簡易な園地整備、新需要開拓等に向けた茶の生産・加工技術の導入、コスト低減に資する生産・加工機械のリース導入等を支援します。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県、地方農政局または、
・農林水産省担当課：
経営局農地政策課農地集積・集約化促進室（TEL：03-6744-2151）

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

農地バンクを活用して、農地集積・集約化に取り組む地域を支援します。

【事業名：機構集積協力金交付事業】

支援内容

地域計画の策定地域において、農地バンクを活用して農地集積・集約化に取り組む地域を支援します。交付金の使途は、地域の話合いにより自ら決めることができ、受け手の支援にも活用できます。

1. 地域集積協力金

まとまった農地を農地バンクに貸し付けた地域に協力金を交付します。

(交付要件)

- 以下のいずれかを満たす必要があります。
 - 交付対象農地の1割以上が新たに担い手に集積されること。
 - 地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地については0.5ha以上、北海道にあっては6ha以上）の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること。
- 農地バンクへの貸付総面積及び農地バンクの農作業委託総面積に占める1ha以上（中山間地域にあっては0.5ha以上）の団地面積が10%以上であること。

	農地バンクの活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	80%超	60%超80%以下	2.8万円/10a
区分2		80%超	3.4万円/10a

※ 農地バンクの活用率は、対象地域の農地面積に占める機構への貸付等総面積の割合。

※ 中山間地域の活用率要件を緩和し、中山間地域での取組を重点的に支援します。

※ 農地バンクを通じた農作業委託に取り組む場合は、1/2の交付単価になります。

2. 集約化奨励金

農地バンクの再配分等により、農地の集約化に取り組む地域に奨励金を交付します。

(交付要件)

地域の農地面積に占める次に掲げる農地による団地面積が目標年度までに10ポイント【区分2】又は20ポイント【区分2】以上増加することが必要です。既に団地面積の割合が30%以上の地域においては、1団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上となること【区分2】でも活用が可能です。

- 同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地については0.5ha以上、北海道にあっては6ha以上）の団地面積
- 地域計画において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積

※ 地域計画において農業を担う者が位置付けられていない農地による団地化に取り組む場合、同一の耕作者が耕作する農地の団地化と一体的に取り組む必要があります。

目標年度とは、事業実施年度の翌々年度となります。

なお、地域計画において農業を担う者が位置付けられていない農地による団地面積の増加に取り組む場合には、事業実施年度の3年度後までに団地化するとともに、当該団地を同一の耕作者や隣接の耕作者に貸し付ける必要があります。

	交付単価
区分1	1.0万円/10a
区分2	3.0万円/10a

※ 農地バンクを通じた農作業受託に取り組む場合は、1/2の交付単価になります。

※ 地域計画において農業を担う者が位置付けられていない農地により新たに団地化した場合は、1/2の交付単価になります。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村・農業委員会、都道府県、農地中間管理機構、地方農政局
・農林水産省担当課：
経営局農地政策課農地集積・集約化促進室（TEL：03-3591-1389）

2 荒廃農地を活用したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

①地域・集落の共同活動による荒廃農地の発生防止・解消の取組を支援します。

【事業名：多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金】

◆多面的機能支払交付金

➡➡ 27番 44ページへ

→ 地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援

◆中山間地域等直接支払交付金

➡➡ 27番 45ページへ

→ 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

②簡易な基盤整備等と併せて荒廃農地の発生防止・解消を支援します。

【事業名：農地耕作条件改善事業】

◆農地耕作条件改善事業

➡➡ 3番 8ページへ

→ 農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細やかな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせて支援

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

③農地整備等と併せて荒廃農地の発生防止・解消を支援します。

【事業名：農地中間管理機構関連農地整備事業、農業競争力強化農地整備事業】

対象となる方

都道府県、市町村等

支援内容

1 農業競争力強化農地整備事業

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産性の向上、農業の高付加価値化等を図る農地の大区画化や汎用化などの農地整備を推進

2 農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構が借り入れている農地等について、農業者の申請・同意・費用負担によらずに実施する基盤整備を推進

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県

・農林水産省担当課：農村振興局農地資源課経営体育成基盤整備推進室（TEL:03-6744-2208）

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

④農業用排水施設整備と併せて荒廃農地の発生防止・解消を支援します。

【事業名：水利施設整備事業、畑地帯総合整備事業】

◆水利施設整備事業

➡➡ 4番 9ページへ

→ 農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン化・ICT活用等により水利用の高度化、水管理の省力化を推進します。

◆畑地帯総合整備事業

➡➡ 4番 9ページへ

→ 畑地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における高収益作物を導入した営農体系への転換のための汎用化・畑地化など、畑地・樹園地の高機能化を推進します。

対象となる方

都道府県、市町村等

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県

・農林水産省担当課：農村振興局水資源課水利施設強靱化班（TEL：03-3502-6246）

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

⑤中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

【事業名：農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）】

対象となる方

都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織、農地中間管理機構

支援内容

○最適土地利用総合対策（補助率：定額、5.5/10等）

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、**実証的な取組**を行いつつ、**土地利用構想を作成し**、その実現に必要な**農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援**

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、**実証的な取組**を実施



【土地利用構想の概定】



【地域ぐるみの話し合い】



【先進地視察】



【体制整備】



長大法面の芝生化



放牧



省力化機械の導入

【農用地保全の実証的な取組】

【農用地保全等推進員の措置】
多様な農用地の活用にあたり、技術や知識を有する者が各種取組をコーディネート（ソフト：上限250万円/年）
※ 活性化計画を作成、又は作成することが確実である場合。

Step 1
3年以内に地域における土地利用構想を策定
▶ ①ソフト：上限1,000万円/年

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

Step 2 土地利用構想を策定し、農用地保全のための**条件整備**や各種取組を選択・実施



【土地利用構想の策定】



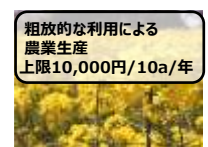
伐根・整地
【粗放的利用のための条件整備】



水路の補修・整備
【農用地保全に資する基盤整備】



【農業用ハウスの整備】



粗放的な利用による農業生産
上限10,000円/10a/年



農業生産の再開が容易な土地利用等
上限5,000円/10a/年



【蜜源作物の作付け】



【鳥獣緩衝帯】



【計画的な植林】

Step 2
▶ ② 農用地保全のための基盤整備、農業環境整備（農業用ハウス、簡易トイレ等）：ハード定率（5.5/10等 上限2,000万円/年）
▶ ③ 粗放的利用支援
ソフト：上限10,000円/10a
又は 上限5,000円/10a
※ 営農定着のための支援として最大3年間

特徴

- ・対象となる地域は中山間地域等における複数集落
- ・事業実施は、2年以上5年以内
- ・農用地の粗放的利用の取組（放牧、蜜源作物、省力作物、景観作物等の作付け、緩衝帯整備、計画的な植林など）を1つ以上行うこと

お問い合わせ先

- ・最寄りの農政局、都道府県、市町村
- ・農林水産省担当課：農村振興局地域振興課荒廃農地活用推進班（TEL：03-6744-2665）

「人と農地の問題」の解決

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

⑥市町村や農地バンクが遊休農地を解消し、担い手に集積・集約化する取り組みを支援します。

【事業名：遊休農地解消対策事業】

対象となる方

市町村、農地バンク

〔 遊休農地の所有者（市町村や農地バンクが遊休農地を解消します）
農業者等（農地バンクを通じて解消した遊休農地を借りることができます） 〕

支援内容

1 遊休農地解消対策事業（補助率：定額等）

市町村や農地バンクによる簡易な整備により、遊休農地を解消し、担い手に農地集積・集約化する取組を支援します。



市町村や
農地バンクが
遊休農地を
解消し、
農業者に
貸付け



<事業の流れ>



特徴

交付単価：10a当たり**43,000円**（上限）

<対象となる遊休農地のイメージ>

交付対象農地：地域計画において受け手が位置付けられていない農地のうち
簡易な整備で解消可能な遊休農地

補助対象経費：遊休農地の解消に要する、以下の簡易な整備に係る経費を支援します。

① 草刈り ② 除礫 ③ 抜根（※） ④ 耕起・整地

⑤ その他必要と認められる経費

※ 農業生産を目的に新植・改植された樹木の抜根は除きます。

交付要件：遊休農地の所有者は10年以上農地バンクに農地を貸し付けること



お問い合わせ先

・最寄りの農政局、農地中間管理機構

・農林水産省担当課：農地政策課農地集積・集約化促進室（TEL：03-3591-1389）

3 耕作条件を改善したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細やかな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援します。

【事業名：農地耕作条件改善事業】

対象となる方

地域計画の策定区域等で事業実施主体が計画する整備区域内の農業者 等
(事業実施主体) 農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合 等

支援内容

地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援します。

実施要件（共通）：事業費200万円以上、農業者2人以上、活用する支援に応じた計画策定、ハード事業の実施 等

① 農地集積促進 担い手への農地集積に向けた、きめ細かな耕作条件の改善を支援

- (ハード) 区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、用排水路や農作業道等の更新整備（定額）
農業用排水施設、区画整理、ICT水管理や防草対策等の管理省力化支援（定率）等
(ソフト) 集積に向けた調査・調整や先進的省力化技術導入等の条件改善推進※1（定額）、
導入作物に応じた品質向上支援（定率）等
※1 単年度あたり300万円迄を支援



畦畔除去

② 高収益作物転換 高収益作物転換に向けた基盤整備や営農定着に必要な取組を支援

実施要件：受益農地の1/4以上を新たに高収益作物に転換すること

- (ハード) 高収益作物の転換に向けた暗渠排水、客土、末端畑地かんがい施設（定額）等
(ソフト) 高収益作物への転換支援※2、新植・改植支援、幼木管理支援（定額）、
高収益作物導入支援（定率）等
※2 単年度あたり300～500万円迄を支援



高付加価値農業施設の設置

③ スマート農業導入 スマート農業に必要なGNSS基準局の設置等を支援

- (ハード) スマート農業の導入に向けた区画拡大（定額）、GNSS基準局の整備（定率）等
(ソフト) トラクタへの自動操縦システム等の先進的省力化技術の導入（定率）等



GNSS基地局設置

④ 病害虫対策 病害虫の発生予防やまん延防止に向けた対策を支援

事業実施区域：植物防疫法に基づく発生予察情報において、警報・注意報・特殊報の発表された区域
(ハード) 反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水、客土（定額）、排水路の新設・変更（定率）等
(ソフト) 土地利用の調査・調整等の条件改善推進（定額）、条件改善促進支援（定率）等



客土・反転耕

⑤ 水田貯留機能向上 水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な整備を支援

事業実施区域：流域治水プロジェクト等が策定され、流域治水対策を実施する区域

- (ハード) 「田んぼダム」実施に向けた畦畔の更新、排水柵の設置（定額）等
(ソフト) 「田んぼダム」実施に向けた地元調査・調整、堰板購入等の条件改善（定額）等



排水柵と堰板の整備

⑥ 土地利用調整 多様で持続的かつ計画的な農地利用の実現に向けた整備等を支援

事業実施区域：地域計画の策定区域等及びその周辺農地

- (ハード) 粗放的農地利用整備（用地、作業道等の整備、土地改良施設の撤去等）（定率）等
(ソフト) 交換分合や土地利用の調査・調整等の条件改善推進（定額）等



粗放的な農地利用

特徴

- **事業実施年度に入ってから**の採択申請が可能（随時受付）
- 必要なハードとソフトを組み合わせ、**最大5年**

お問い合わせ先

・最寄りの農政局、都道府県、市町村
・農林水産省担当課：

農村振興局農地資源課経営体育成基盤整備推進室（TEL：03-3502-6277）

4 基盤整備を行いたい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

基盤整備に係る事業費を補助することにより、事業の実施を支援します。

【事業名：農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、水利施設整備事業・畑地帯総合整備事業、農地耕作条件改善事業、農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）】

対象となる方

事業実施主体が計画する整備区域内の農業者等（事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等）

主な支援内容

1. 農地の整備に係る支援（国の補助率：1/2等）

農地の大区画化や排水対策等により、生産コストの削減や農業の高付加価値化を支援。



（主な特徴）

- 農地の集積・集約化率に応じて、受益者の負担軽減が可能
- 農地中間管理機構が借り入れている一定規模以上の農地等では、受益者負担なしで整備が可能
- 畦畔除去等の簡易な整備も支援

2. 農業水利施設等の整備に係る支援（国の補助率：1/2等）

農業水利施設の整備や長寿命化対策に加え、汎用化・畑地化や水管理の省力化等に向けた整備を支援。



パイプライン化



排水路



暗渠排水



老朽化した水路



自動給水栓



畑地かんがい施設



耐震照査

水利用の効率化・水管理の省力化に向けた整備

畑地の総合的な整備や高収益作物の導入に向けた整備

農業水路等のきめ細かな長寿命化・防災減災対策

（主な特徴）

- 農地の集積・集約化や高収益作物の作付面積の増加割合に応じて、受益者の負担軽減が可能

3. 情報通信環境の整備に係る支援（国の補助率：1/2等）

農業水利施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附属設備の整備を支援。



お問い合わせ先

・最寄りの農政局、都道府県、市町村
・農林水産省担当課：

- 1：農村振興局農地資源課経営体育成基盤整備推進室（TEL：03-6744-2208）
- 2：農村振興局水資源課水利施設強靱化班（TEL：03-3502-6246）
- 3：農村振興局地域整備課農村資源利活用推進班（TEL：03-6744-2209）

5 新たに農業を始めたい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を交付します。

【事業名：新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金】

対象となる方

次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する者

支援内容

交付額：12.5万円／月（最大150万円／年）×最長3年間

- ※1 夫婦ともに就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分（最大225万円/年）を交付します。
複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付します。
- ※2 以下の場合は返還となります。
 - ・原則、前年の世帯所得が600万円を超えた場合
 - ・適切な経営を行っていない場合
 - ・交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しない場合 等

交付要件

- ① 独立・自営就農する認定新規就農者であること
- ② 経営開始5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
- ③ 経営を継承する場合、経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村長に認められること
- ④ 目標地図に位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ⑤ 原則、前年世帯所得が600万円以下であること

お問い合わせ先 ・市町村の農政担当窓口

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

就農後の経営発展のために都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

【事業名：新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業（通常枠）】

対象となる方

49歳以下の認定新規就農者（令和6年度以降に農業経営を開始した方）

支援内容

・機械・施設や家畜の導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等に要する経費を支援

支援額：補助対象国費上限：500万円

（経営開始資金の交付対象者は上限：250万円）

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2）

〈例：国1/2、県1/4、本人1/4〉

交付要件

- ① 独立・自営就農する認定新規就農者であること
- ② 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
※ 親元就農者の場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、
継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）であること
- ③ 目標地図に位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から
農地を借り受けていること
- ④ 本人負担分について金融機関から融資を受けていること

お問い合わせ先

・市町村の農政担当窓口

6 新たな人材を確保したい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

49歳以下の就農希望者を新たに雇用して、農業に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を行う農業法人等に対して、資金を交付します。

【事業名：雇用就農資金（雇用就農者育成・独立支援タイプ）】

対象となる方

49歳以下の就農希望者を雇用する農業法人等に資金を交付します。主な要件は以下のとおりです。

【農業法人等の主な要件】

- ・ おおむね年間を通じて農業を営む事業体等であること
- ・ 正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること
（雇用就農者が支援終了後に独立することを前提としている場合は有期雇用でも可）
- ・ 農業経験が原則 5 年以上ある役員又は従業員を「研修指導者」として置くこと
- ・ 労働保険（雇用保険、労災保険）に加入すること
- ・ 過去 5 年間に本事業や農の雇用事業等の対象となった雇用就農者が 2 名以上の場合、農業への定着率が 2 分の 1 以上であること
- ・ 働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと
- ・ 地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること
- ・ 研修内容等を就農に関するポータルサイト（農業をはじめ.jp：<https://www.be-farmer.jp/>）に掲載していること

【雇用就農者の主な要件】

- ・ 原則50歳未満の者であること
- ・ 支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること
- ・ 過去の農業経験が5年以内であること
- ・ 原則として、農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと
- ・ 過去に就農準備資金や農業次世代人材投資資金の準備型等で同様の研修を受けていないこと

支援内容

助成額：年間最大60万円（最長4年間）

- ※ 新規雇用就農者の増加分が支援対象。
（新規雇用就農者の離農理由が農業法人等の責によらない場合は、この限りではない。）
- ※ 雇用就農者が障がい者、生活困窮者又は刑務所出所者等の場合は、年間15万円加算。
- ※ 1 経営体当たりの新規採択人数は年間5人まで、かつ、3人目以降の助成額は年間最大20万円
- ※ 雇用就農資金には、雇用就農者育成・独立支援タイプのほか、就農希望者を一定期間雇用し、新たな農業法人の設立による独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を行う農業法人等に対して資金を助成する「新法人設立支援タイプ」もあります。
助成額：年間最大120万円（最長4年間、ただし3年目以降は年間最大60万円）

お問い合わせ先

- ・ （一社）全国農業会議所（TEL：03-6265-6891）または都道府県の農業会議
- ・ 農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用G（TEL：03-6744-2160）

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

次世代の経営者を育成するため、国内外の先進的な農業法人や食品企業等の異業種の法人に職員を派遣して研修を行う農業法人等を支援します。

【事業名：雇用就農資金（次世代経営者育成タイプ）】

対象となる方

次世代の経営者を育成するため、職員を派遣して研修を行う農業法人等を支援します。主な要件は以下のとおりです。

【派遣元となる農業法人等の主な要件】

- ・派遣する職員を正職員として雇用していること
- ・派遣を受け入れる法人との間に出向契約を結ぶこと
- ・研修終了後1年以内に役員又は研修成果を活かした部門責任者等、経営の中核を担う役職に登用することを確約していること
(個人経営の場合は、経営を移譲すること又は経営を法人化した上で役員等に登用することを確約していること)

【派遣を受け入れる法人の主な要件】

- ・派遣元となる農業法人等と人材育成を目的とした出向契約を結び、職員を受け入れること
- ・受け入れた職員を労働保険（雇用保険、労災保険）に加入させること
- ・次世代の経営者になるために必要な経営力等を習得させるための実践的な研修を行えること

【派遣職員の主な要件】

- ・派遣元となる農業法人等の役員、正職員又は個人経営の後継者で既に就農し経営に参画していること
- ・原則55歳未満の者であること

支援内容

助成額：月最大10万円（①②合計）（最短3ヶ月～最長2年間）

助成対象経費

- ①派遣する職員に替わり新たに雇用する職員（代替職員）の人件費
- ②派遣する職員の研修に伴う転居費、住居費、交通費、研修負担金
(いずれも派遣元が負担するものに限り)

お問い合わせ先

- ・（一社）全国農業会議所（TEL：03-6265-6891）または都道府県の農業会議
- ・農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用G（TEL：03-6744-2160）

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

新規就農者の誘致体制の整備や研修農場の整備を支援します。

【事業名：新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業】

対象となる方

市町村、協議会、民間団体等

支援内容

1 新規就農者の誘致体制の整備

複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動を支援します。

（複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築）

コーディネータ設置、検討会開催、先進地視察、マニュアル整備 等

（誘致の実践）

地域農業のPRコンテンツ作成、現地見学会開催 等

（就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施）

・短期農業研修の実施

・就農相談員の設置又は地域の先輩農業者への依頼により、就農前後の者に対する農地確保、資金調達、生活面、技術面等についての相談対応・指導 等を実施

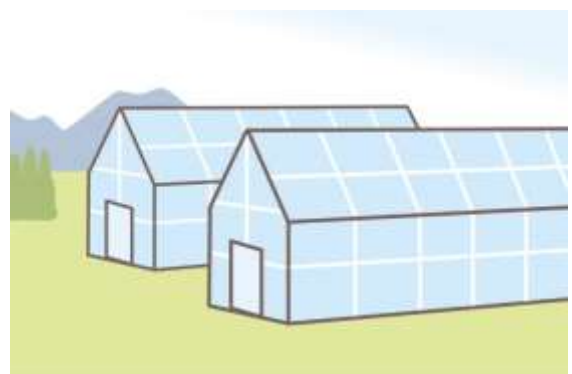
2 研修農場の整備

就農希望者が実践的な研修を行う研修農場に必要な機械・設備の導入、施設整備等を支援します。

補助率

1：定額

2：2分の1以内



お問い合わせ先

都道府県、市町村の農政担当窓口

農林水産省 経営局 就農・女性課 就農促進G（TEL：03-3502-6469）

〃

農業教育G（TEL：03-6744-2162）

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

地域協議会等が実施する就労条件や労働環境改善などの働き方改革を推進するための取組を支援します。

【事業名：雇用就農緊急対策のうち雇用体制強化事業（就労条件改善タイプ）】

対象となる方

以下の要件を満たす協議会等

- ①従業員（雇用契約期間が1か月以上の者で、正規職員・パートタイム職員等の別は問わない。）を雇用し、就労条件改善に取り組む農業経営体（農援サービス事業体を含む）を3者以上含む
- ②関係機関（事業の実施に加え、本事業終了後も産地等の就労条件改善を推進する能力及び意欲を有する者。地方公共団体や指導農業士会、JA、法人協会、青年農業者団体等）を1者以上含む
※雇用型経営体が少ない地域で、地域計画に位置付けられる等の地域の核となる農業経営体の場合は、1経営体以上で申請可能。
※①に加え、今後、従業員の雇用を予定しており、就労条件改善に取り組む農業経営体を構成員に含めることも可能。
- ③事務の実務手続を定期的かつ効率的に行うための運営規定が定められている
- ④その他本事業を行う意思や計画、能力、労働力確保に関する知見を有する

支援内容

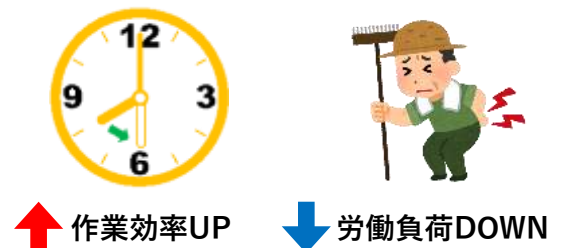
農業現場における労働力不足を解消するため、働きやすい就労環境づくりに向けた以下の取組を支援します。



1. 働きやすい環境づくり計画の策定・推進
 - ・働きやすい環境づくり計画の策定や取組状況の確認のための会議の開催
 - ・協議会構成員（農業経営体）における就労条件や従業員の満足度を把握するための調査の実施
2. 働きやすい労働環境づくりのための研修等の実施
 - ・就労条件改善、労務管理に係る研修会の開催・パンフレットの作成
3. 就労条件改善の取組
 - ・就業規則等の策定・見直しのための社会保険労務士等によるコンサルティング費用 等
 - ・労働時間の削減のための経営計画の見直し、経営分析・営農支援システムの導入 等
 - ・労働負荷削減のための見直しのための作業工程の見直し、作業マニュアルの作成 等
 - ・マネジメント体制の強化のための人事制度や人材管理システムの導入 等
4. 就労条件改善を労働力の確保につなげるための取組
 - ・求人広告の掲載、就職説明会への出展やイベントの開催、応募した労働者に対する研修会の開催 等

<助成額>

- 1 協議会あたり上限2,000万円（定額）
※就労条件改善に取り組む農業経営体数×100万円で算出



お問い合わせ先

○事業実施主体は公募により選定
農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用G
(TEL：03-6744-2160)



事業詳細は
QRコードから

7 経営継承した後の経営を発展させたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

後継者が行う、経営継承後の経営発展に関する取組を支援します。

【事業名：経営継承・発展等支援事業】

対象となる方

地域農業の担い手※である先代事業者（個人事業主または法人の代表者）からその経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者（親子、第三者など先代事業者との関係は問いません）

※ 地域農業の担い手とは、市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた認定農業者又は認定農業者に準ずる者をいいます。

支援内容

国の補助率：1/2以内

補助上限額：100万円（国と市町村が1/2ずつ負担）

※ 市町村が後継者の経営発展に向けた取組に必要な事業費の2分の1（上限50万円）を負担する場合に限って実施（申請額が100万円を下回る場合、例えば申請額が80万円であれば、国が40万円、市町村が40万円を負担）

対象となる取組：経営発展計画に位置付けられた以下の取組（事業費を要する取組に限る）が対象となります。

①法人化	②新たな品種・部門等の導入	③認証取得	④データ活用経営	⑤就業規則の策定
⑥経営管理の高度化	⑦就業環境の改善	⑧外部研修の受講	⑨販路開拓	⑩新商品開発
⑪省力化・業務の効率化	⑫規格等の改善	⑬防災・減災の取組の導入		

補助対象経費：経営発展計画に位置付けられた取組に対して、以下の経費を支援します。

a: 専門家謝金	b: 専門家旅費	c: 研修費	d: 旅費	e: 機械装置等費	f: 広報費	g: 展示会等出展費
h: 開発・取得費	i: 雑役務費	j: 借料	k: 設備処分費	l: 委託費	m: 外注費	

対象者の要件

○下記の（ア）～（オ）に掲げる者であること。

- （ア） 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者
- （イ） 今後目標地図に位置付けられることが見込まれる者
- （ウ） 認定農業者
- （エ） 認定就農者
- （オ） その他市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた者

○個人の場合

- ・ 令和6年1月1日から経営発展計画の提出時まで、地域農業の担い手である先代事業者から経営に関する主宰権の移譲を受けていること※¹
- ・ 主宰権の移譲に際して、原則として、先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと
- ・ 税務申告等を本事業による助成を受けようとする者の名義で行っていること
- ・ 青色申告者であること※²
- ・ 家族農業経営である場合にあっては、家族経営協定を文面で締結していること 等

※¹ 所得税法第229条に規定する届出書、確定申告書その他関係書類で当該主宰権の移譲を確認できる場合

※² 所得税法第143条の規定により承認を受けている者、同法第144条に規定する申請書を提出した者をいいます

○法人の場合※¹（経営継承と同時に法人化した場合も含まれます）

- ・ 次に掲げる（ア）又は（イ）の要件を満たすこと。
 - （ア） 法人の経営の主宰権を先代経営者から移譲を受ける場合：当該法人が地域農業の担い手であり、令和6年1月1日から経営発展計画を提出する時までに後継者（個人）が当該主宰権の移譲を受けていること※²
 - （イ） 先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行う場合：当該先代事業者が地域農業の担い手であり、令和6年1月1日から経営発展計画を提出する時までに当該主宰権の移譲を受けていること
- ・ 主宰権の移譲に際して、原則として、自らまたは先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと
- ・ 青色申告者であること※³ 等

※¹ 集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに掲げる組織）を含みます

※² 法人登記、定款又は規約による確認ができる場合に限りです

※³ 法人税法第121条第1項の規定により承認を受けている者及び同法第122条第1項に規定する申請書を提出した者をいいます

お問い合わせ先

- ・ （一社）全国農業会議所（TEL：03-6910-1124）または最寄りの市町村
- ・ 農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手企画班（TEL：03-6744-2143）

8 経営を継承する人材を確保・育成したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

経営継承を受けることを希望する就農希望者を一定期間雇用し、就農者による新たな法人設立に向けて農業技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修を行う個人経営体に対して、資金を交付します。

【事業名：雇用就農資金（新法人設立支援タイプ）】

対象となる方

49歳以下の就農希望者を雇用する農業法人等に資金を交付します。主な要件は以下のとおりです。

（経営体の主な要件）

- ・ おおむね年間を通じて農業を営む経営体であること
- ・ 従業員として雇用契約を締結すること
- ・ 農業経験が原則 5 年以上ある役員又は従業員を「研修指導者」として置くこと
- ・ 労働保険（雇用保険、労災保険）に加入すること
- ・ 過去 5 年間に本事業や農の雇用事業等の対象となった雇用就農者が 2 名以上の場合、農業への定着率が 2 分の 1 以上であること
- ・ 働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たにに取り組むこと
- ・ 地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること
- ・ 研修内容等を就農に関するポータルサイト（農業をはじめる.JP：<https://www.be-farmer.jp/>）に掲載していること

（雇用就農者の主な要件）

- ・ 本事業での支援終了後 1 年以内に法人設立する意向がある原則 50 歳未満の者であること
- ・ 支援開始時点で、採用されてから 4 ヶ月以上 12 ヶ月未満であること
- ・ 過去の農業経験が 5 年以内であること
- ・ 原則として、農業法人等の代表者の 3 親等以内の親族でないこと
- ・ 過去に就農準備資金や農業次世代人材投資資金の準備型等で同様の研修を受けていないこと

支援内容

助成額：年間最大 120 万円（最長 4 年間、ただし 3 年目以降は年間最大 60 万円）

- ※ 新規雇用就農者の増加分が支援対象。
（新規雇用就農者の離農理由が農業法人等の責によらない場合は、この限りではない。）
- ※ 雇用就農者が障がい者、生活困窮者又は刑務所出所者等の場合は、年間 15 万円加算。

お問い合わせ先

- ・ （一社）全国農業会議所（TEL：03-6265-6891）または都道府県の農業会議
- ・ 農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用 G（TEL：03-6744-2160）

9 経営を継承して新規就農したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

次世代の農業を担う新規就農者の育成・確保を図るため、親元就農を含め、円滑な経営継承・経営発展に向けた取り組みを後押しします。

【事業名：新規就農者確保緊急円滑化対策のうち世代交代・初期投資促進事業（世代交代円滑化タイプ）
・新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業（地域計画早期実現支援枠）】

対象となる方

独立・自営就農する49歳以下の認定新規就農者、認定農業者

支援内容

- ① 経営資源の有効利用に向けた取組
機械・施設等の経営資源を継承・利用するために必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費
- ② 円滑な経営移譲に向けた取組
法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費（定款の認証料等の法人設立費用、専門家謝金、旅費等）
- ③ 経営発展に向けた取組
機械・施設や家畜の導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等に要する経費

支援額：補助対象国費上限：600万円（①と②の合計）

補助率：①・② 国1/3、都道府県または市町村1/3（任意）

③都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2）

交付要件

- ① 将来像が明確化された地域計画※¹又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること
- ② 令和4年度以降に農業経営を開始した個人・法人※²であること
- ③ 青色申告を行うこと
- ④ 機械・施設の取得費用等について、金融機関から融資を受けていること
- ⑤ 経営開始資金、経営発展支援事業等との併用は不可

※¹ 地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い（8割以上等）地域

※² 当該農業経営の主宰権を有する役員に就農時の年齢が原則50歳未満、かつ、令和4年度以降に農業経営を開始した者を含む法人に限る

お問い合わせ先 ・市町村の農政担当窓口

10 集落営農の活性化を図りたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等を目指すためのビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等を支援します。

【事業名：集落営農連携促進等事業】

対象となる方

集落営農、都道府県、市町村 等

支援内容

1 地域の状況に応じた「ビジョンづくり」と「具体的な取組の実行」への支援



集落営農の構成員の高齢化や減少が進む中で、集落営農の連携・合併に向け、収益力強化等を目指すためのビジョンづくり及びその実現に向けた人材の確保、組織体制の強化及び効率的な生産体制の確立など、地域の状況を踏まえて総合的に支援します。

○ビジョンづくりへの支援

連携・合併による集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略の検討、集落内又は近隣集落等との合意形成を支援します。【定額】

○具体的な取組の実行への支援

- ① 収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費【定額】
- ② 取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を雇用する経費（賃金等）【定額（100万円上限/年）、最長3年間】
- ③ 信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費【定額（25万円）】
- ④ 効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費【1/2以内】

2 関係機関によるサポートの取組を支援

集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の関係機関が集中的にサポートするために必要な経費を支援します。【定額】

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課組織経営グループ（TEL：03-6744-0576）

11 農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

借入希望者やその事業内容に応じて、制度資金が利用できます。

【事業名：スーパー L 資金、農業近代化資金】

対象となる方

支援内容

融資機関	資金	貸付対象者	償還期限	貸付限度額
日本 政策 金融 公庫 等	農業経営基盤強化資金 (スーパー L 資金)	認定農業者 (注 1)	25年以内 (据置10年以内)	個人 3 億円 (複数部門経営等は 6 億円) 法人 10 億円 (民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円)
農 協 等	農業近代化資金	認定農業者 (注 1)	15年以内 (据置 7 年以内)	個人 1,800万円 法人 2 億円
		主業農業者 (注 2) 集落営農組織等	15年以内 (据置 3 年以内)	個人 1,800万円 法人、団体 2 億円

(注 1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画の認定を受けた者です。

(注 2) 主業農業者とは、農業所得が総所得の過半（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては、農業に係る売上高が1,000万円以上）であること等の条件を満たすものです。

◆スーパー L 資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置 → 22ページへ
→ 貸付当初 5 年間の金利負担軽減措置等

お問い合わせ先

- ・(株)日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫
- ・最寄りの農協、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の各支店、銀行、信用金庫、信用組合
- ・最寄りの市町村、都道府県、普及指導センターなど
- ・農林水産省担当課：経営局金融調整課経営・災害金融グループ（TEL：03-6744-2165）

資金の確保

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

少額の資金であれば、融資の可否の判断を迅速に行います。

【事業名：スーパー L 資金、農業近代化資金】

対象となる方

- ・認定農業者（スーパー L 資金）
- ・認定農業者及び一定の要件を満たす集落営農組織（農業近代化資金）

支援内容

＜貸付限度額＞ 500万円

※ 融資機関のスコアリングシステム（企業経営診断手法）により経営実績が一定水準以上と判断されることその他一定の要件を満たす必要があります。

特徴

500万円までの資金であれば、無担保・無保証人での融資の可否が最速 1 週間（クイック融資）で判断されます。

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

目標地図に位置付けられた等の認定農業者が借り入れるスーパー L 資金及び農業近代化資金について、貸付当初 5 年間の金利負担等を軽減します。

【事業名：担い手経営発展支援金融対策事業、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業、農業信用保証保険支援総合事業のうち農業近代化資金保証料助成金交付事業】

対象となる方

以下のいずれかの要件を満たす認定農業者

- 農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた者
- 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者

※ 担い手経営発展支援金融対策事業は、上記の要件に加え、新たに攻めの経営展開に取り組むこと等が必要となります。

支援内容

貸付当初 5 年間の金利負担を軽減します。また、農業近代化資金については、貸付当初 5 年間の金利負担軽減措置の終了後もスーパー L 資金の金利水準と同等となるよう金利負担を軽減するとともに、農業信用基金協会の債務保証に係る引受当初 5 年間の保証料を助成します。

※ 利子助成の対象となる借入金上限は、スーパー L 資金で 20 億円、農業近代化資金で 2 億円です。（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業にあっては、スーパー L 資金で個人は 3 億円、法人は 10 億円）

お問い合わせ先

- ・**（株）日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫**
- ・**最寄りの農協、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の各支店、銀行、信用金庫、信用組合**
- ・**最寄りの市町村、都道府県、普及指導センターなど**
- ・農林水産省担当課：経営局金融調整課経営・災害金融グループ（TEL：03-6744-2165）

12 経営改善に必要な農業用機械・施設を導入したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に
必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

【事業名：農地利用効率化等支援交付金】

○ 地域農業構造転換支援タイプ

対象となる方

将来像が明確化された地域計画（目標集積率 8 割以上等）の目標地図に位置付けられた者

支援内容

補助率：購入 3/10 以内、リース 定額
配分上限額：1 経営体当たり 1,500万円

◆ リースの対象は、農業用機械のみとなります。

○ 融資主体支援タイプ

対象となる方

目標地図に位置付けられた者

支援内容

補助率：3/10 以内
配分上限額：1 経営体当たり 300万円（必要な要件を満たす場合は600万円）

◆ スマート農業、集約型農業経営、グリーン化について、優先枠を設けて支援します。



大型トラクター



ドローン

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県
・農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手支援第 1 班・第 2 班（03-6744-2148）

13 産地全体の収益性向上のために必要な機械導入や施設整備等をしたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備、栽培体系の転換等を総合的に支援します。

【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策】

対象となる方

地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）」に参加する農業者、農業者団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他の農業法人、その他農業者が組織する団体）等

支援内容

1 整備事業（補助率：1/2以内）

乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設（低コスト耐候性ハウス等）等の整備

2 生産支援事業・効果増進事業（補助率：1/2以内等）

- ① コスト削減に向けた高性能な農業機械のリース導入・取得
- ② 雨よけハウス等、高付加価値化に必要な生産資材の導入 等

実施要件

- ・成果目標（生産コストの10%以上の削減、販売額の10%以上の増加、労働生産性の10%以上の向上等）の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・整備事業や農業機械の取得にあたっては費用対効果分析を実施すること（投資効率が1.0以上であること） 等

特徴

以下のような取組に活用できます。

【効率的な施設整備の推進】

- ・集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設の整備を通じた集出荷機能の改善、高付加価値化による産地の収益力強化に向けた取組



【省力的・効率的な栽培体系の導入】

- ・農業の体質強化を図るため、省力化機械の導入等により、果樹栽培における省力化・効率化を推進する取組



【施設野菜団地の育成】

- ・パイプハウスや高度環境制御装置の導入等による施設野菜団地の育成により、収益性の高い施設野菜産地を形成する取組



お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県、地域農業再生協議会
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

14 カントリーエレベーターや選果場など産地基幹施設を整備したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

集出荷施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。

【事業名：強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ】

対象となる方

都道府県、市町村、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他の農業法人、その他農業者が組織する団体）、公社 等

支援内容

産地収益力の強化、産地合理化の促進（補助率：1/2以内等）

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な施設の整備・再編を支援

実施要件

- ・受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・受益者が環境負荷低減に係る取組を実施し、チェックシートの提出・保管を行うこと
- ・産地基幹施設を整備する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること
- ・費用対効果分析を実施していること（投資効率が1.0以上であること） 等

特徴

以下のような施設の整備が可能です。

育苗施設、乾燥調製施設、農畜産物処理加工施設、
集出荷貯蔵施設、生産技術高度化施設、家畜飼養管理施設 等



乾燥調製施設
(ライスセンター)



農畜産物処理加工施設



集出荷貯蔵施設
(選果施設)



生産技術高度化施設
(低コスト耐候性ハウス)

お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。

【新基本計画実装・農業構造転換支援事業】

対象となる方

都道府県、市町村、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他の農業法人、その他農業者が組織する団体）、公社 等

支援内容

共同利用施設の再編集約・合理化（補助率：1/2以内等）

老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の再編集約・合理化を支援

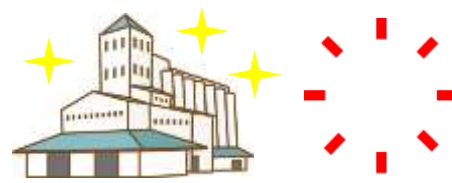
実施要件

- ・受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・再編集約・合理化計画を策定していること
- ・修繕・更新に係る積立計画を策定していること
- ・原則として、単年度あたりの総事業費が5千万円以上であること
- ・再編集約・合理化前後で、施設数が減少する又は同数となること 等

特徴

以下のような施設の整備が可能です。

○複数の既存施設の一部を廃止し、残る施設の機能を組み替える



○複数の既存施設のうち全部又は一部を廃止し、機能をまとめる



お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

15 機械や施設を取得する場合に活用できる税制について知りたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地、農業用の機械・施設等の取得）を図る取組を税制面で支援します。

【農業経営基盤強化準備金制度】

対象となる方

青色申告により確定申告を行う認定農業者（個人・農地所有適格法人）又は認定新規就農者（個人）で以下のいずれかに該当する農業者

- 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する地域計画において農業を担う者として位置付けられていること
- 地域計画が策定されていない場合は、従来の人・農地プランにおいて中心経営体として位置付けられていること

※集落営農においても法人化することによって制度を活用できます。

※令和7年度以降、認定農業者が農業経営基盤強化準備金を積み立てようとする場合、地域計画において農業を担う者として位置付けられていることが必須となり、**位置付けられていない場合は準備金を積み立てることができなくなります。**

支援内容

認定農業者等が農業経営改善計画等に従って経営所得安定対策等の交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、所得の計算上、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。

さらに、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地や農業用の機械・施設等の固定資産を取得した場合には、圧縮記帳ができます。

【対象となる資産】

○農用地

農地、採草放牧地

【注意！】

農用地は、令和8年度から地域計画の区域内のものに限定されます。

○農業用の機械・施設 等（取得価額が30万円以上の資産に限ります。）

- ・機械及び装置 ・器具及び備品
- ・建物及びその附属設備（農振法の農業用施設用地に建設又は設置されるもの）
- ・構築物 ・ソフトウェア

（例）田、畑、樹園地、採草放牧地、トラクター、ロータリ、あぜ塗機、ブルドーザー、パワーショベル、農業用ドローン、播種プラント、田植機、移植機、乗用管理機、かん水装置、コンバイン、乾燥機、選果機、選別機、運搬機、鳥獣害防止用威嚇機、ビニールハウス、低温貯蔵庫、集出荷施設、農機具収納施設、温室、用水路、農作業管理ソフト など

【注意！】

トラックやフォークリフトなどの「車両及び運搬具」に該当するものや中古品は対象になりません。



お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局・農政事務所・県拠点
- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課税制・年金グループ（TEL：03-6744-0576）

16 米、麦、大豆などを安定的に生産したい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）の低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。

【事業名：コメ新市場開拓等促進事業】

対象となる方

販売農家、集落営農

支援内容

産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入を行う場合に、取組面積に応じて支援します。

- ① 対象作物：令和7年産の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
- ② 交付単価：新市場開拓用米 4万円/10a
加工用米 3万円/10a
米粉用米（パン・めん用の専用品種） 9万円/10a
- ③ 採択基準：取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、地域協議会単位で、予算の範囲内で採択

<留意事項>

- ※1 令和7年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 本支援の対象となった面積は、令和7年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米：2万円/10a）の対象面積から除きます。

支援イメージ

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米について、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の技術導入



【例】スマート農業機器の活用



直播栽培



土壌診断に基づく施肥

米粉用米（パン・めん用の専用品種）の例

（パン用の専用品種）

- ・ミズホチカラ
- ・笑みたわわ 等

（めん用の専用品種）

- ・亜細亜（あじあ）のかおり
- ・ふくこのこ 等



お問い合わせ先

最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局（無料相談 TEL：0120-38-3786）
農産局企画課（03-3597-0191）

安定した農畜産物の 生産

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

産地と実需が連携して行う麦・大豆の国産化を推進するため、ブロックローテーションや営農技術・機械の導入等による生産性向上や増産を支援するとともに、国産麦・大豆の安定供給に向けたストックセンターの整備等※を支援します。【事業名：小麦・大豆の国産化の推進】
※関連事業で支援

対象となる方 農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、都道府県・市町村等

支援内容

麦・大豆生産技術向上事業

麦・大豆産地が、生産性の向上に向け、「麦・大豆国産化プラン」を作成して行う以下の取組を支援。

- ・生産性向上の推進：地域の話合い、ほ場の簡易な改修・点検等の経費を支援
(作付面積に応じた上限額の範囲で実費を定額支援)
- ・新たな営農技術等の導入：生産性向上や需要に応じた生産に向けた技術の導入、品種転換等を支援
(定額：内容に応じて1万円/10a以内)
- ・生産拡大に向けた機械・施設の導入：生産性向上等に必要な機械・施設の購入・リースを支援（1/2以内）

【関連事業】

強い農業づくり総合支援交付金

新基本計画実装・農業構造転換支援事業

産地生産基盤パワーアップ事業

産地と実需が連携して国産麦・大豆の取扱数量を増加させる取組を推進するため、増産に資する乾燥調製施設の導入、不作時にも安定供給するためのストックセンターの整備、国産麦・大豆の利用拡大に向けた食品加工施設の整備や再編集約・合理化等を支援

特徴

事業内容のイメージ

生産対策



営農技術の導入（定額）



農業機械の導入（1/2以内）



乾燥調製施設の整備（1/2以内）

流通対策



・ストックセンターの整備※（1/2以内）

消費対策



・加工設備・施設の導入※（1/2以内）

※関連事業で支援

お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県、地方農政局等
- ・農林水産省担当課：農産局穀物課（TEL：03-6744-2108）

17 国内資源を活用した肥料を生産・活用したい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

肥料原料供給者、肥料製造事業者、肥料利用者が連携して国内資源を活用した肥料の利用拡大を図るに当たって、必要な施設整備や肥料の試作、効果検証に係る取組を支援します。

【事業名：国内肥料資源利用拡大対策事業のうち国内肥料資源活用総合支援事業】

対象となる方

- ・下水汚泥資源、家畜ふん尿、牛肉骨粉、食品残さ等の国内肥料資源の原料供給者
- ・国内資源を活用した肥料（国内資源由来肥料）の製造事業者
- ・国内資源由来肥料を利用する農業者団体 等

支援内容

- ・国内資源由来肥料の製造のための供給施設、肥料製造施設、肥料流通保管施設の整備
- ・国内資源由来肥料の試作や栽培実証、分析（肥料、土壌等）
- ・国内資源由来肥料及び原料の収集、運搬、加工（焼却含む。）、散布等に必要な機械及び堆肥や土壌の分析に必要な分析機器等の導入
- ・事業の効率的な取組に必要な調査や、取組拡大のための情報発信

お問い合わせ先

- ・都道府県協議会、地方農政局
- ・農林水産省担当課：農産局技術普及課国内資源ユニット（TEL：03-6744-2107）
農業環境対策課土壌環境保全班（TEL：03-3593-6495）



18 果樹の省力樹形や優良品目・品種の導入、小規模な園地整備、防風ネット等の設備の導入をしたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

省力樹形や優良品目・品種の導入、小規模な園地整備等の取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策】

対象となる方

果樹産地構造改革計画（以下、産地計画という。）において担い手と定められた者、
農地中間管理機構 等

支援内容

1 果樹経営支援対策事業

I 整備事業

- （1）改植・新植支援（補助率：定額、1/2以内）
※改植・新植支援においては地域計画の目標地図に位置付けられることが
確実な者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であることが要件
産地計画に位置付けられた優良品目・品種への改植・新植を支援します。
特に、**平坦で作業性の良い水田等への新植や、労働生産性の高い省力樹形の導入を推進します。**
面積要件：改植・新植面積が地続きで概ね2a以上

（省力樹形の例）



りんごの超高密植
（トールスピンドル）栽培

<10a当たり改植（新植）支援単価・補助率>

① 慣行樹形等	② 省力樹形
みかん等のかんきつ類	超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご）
りんご等の主要果樹（※）	高密植低樹高（新しい化）栽培（りんご）
りんごのわい化栽培、	根域制限栽培（みかん等のかんきつ類）
ぶどう（加工用）の垣根栽培	根域制限栽培（ぶどう、なし、もも等）
上記のいずれにも該当しない改植・新植	ジョイント栽培（なし、もも、すもも、かき等）
	V字ジョイント栽培（なし、りんご、もも等）
	朝日ロンバス方式（りんご）
	上記のいずれにも該当しない改植・新植
	定率（1/2以内）

（※）主要果樹：りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、
くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじく

（2）小規模園地整備等（補助率：1/2以内）

生産性の高い園地づくりに向けた、以下の取組を支援します。

園内道の整備、傾斜の緩和、土壌・土層改良、用水・かん水施設の設置、排水路の整備 等
面積要件：地続きで概ね10a以上（土壌・土層改良は地続きで概ね2a以上）

（3）設備の導入支援（補助率：1/2以内）

防風ネット（多目的防災網も対象）、防霜ファン、モノレール等の設置を支援します。

面積要件：地続きで概ね10a以上

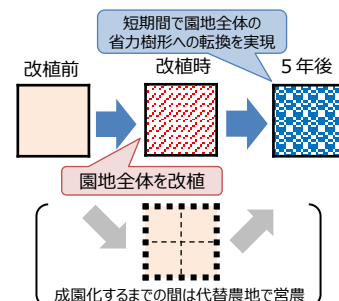
II 推進事業

（1）省力的樹園地への一斉改植支援

まとまった面積での自園地の一斉改植を行うため、成園までの間、離農園地等の代替園地において
営農を継続するための掛かり増し経費を支援します。

支援単価：56万円/10a（＝11.2万円/10a×成園までの5年分。初年度に一括交付）

※代替園地における営農面積が支援対象



（2）技術的サポート支援（補助率：定額）

地域計画の目標地図と連動した省力樹形等への転換を推進するため、先進地や研究
機関からの指導者派遣や産地内での省力樹形等の導入に向けた研修会の開催等に掛かる経費を支援します。

2 果樹未収益期間支援事業

1の（1）の取組とセットで、改植・新植後の農薬代・肥料代等の幼木の管理経費を支援します。

支援単価：22万円/10a（＝5.5万円/10a×改植・新植実施年の翌年から4年分。初年度に一括交付）

<事業の流れ>



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ果樹振興班（TEL：03-3502-5957）

安定した農畜産物の 生産

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

省力樹形や優良品目・品種の導入のほか、高温障害の発生低減に向けた資機材の導入、小規模な園地整備等の取組を支援します。

【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（うち果樹）】

対象となる方

果樹産地構造改革計画（以下、産地計画という。）において担い手と定められた者、農地中間管理機構 等

支援内容

新市場獲得対策

※改植・新植支援においては地域計画の目標地図に位置付けられることが
確実な者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であることが要件

<園芸作物等の先導的取組支援（うち果樹）>

（１）果樹の改植・新植・未収益期間の幼木管理支援（補助率：定額、1/2以内）

優良品目・品種、省力樹形の導入を支援
（改植・新植と一体的に行う果樹棚等の設置も対象）
未収益期間の幼木管理経費を支援
（支援単価：22万円/10a（＝5.5万円/10a×4年分））
※面積要件：地続きで概ね2a以上

（２）一斉改植に伴う代替園地での生産性回復に係る取組支援（補助率：定額）

まとまった面積での自園地の一斉改植を行うため、成園までの間、離農園地等の代替園地において営農を継続するための掛かり増し経費を支援
（支援単価：56万円/10a（＝11.2万円/10a×成園までの5年分））
※代替園地における営農面積が支援対象

（３）小規模園地整備等（補助率：1/2以内）

園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良、用水・かん水施設の設置、排水路の整備、多目的防災網、防霜ファン、モノレール等の設置等を支援
※面積要件：地続きで概ね10a以上
（土壌土層改良は概ね2a以上）

（４）改植・新植に伴う雨よけ設備の設置（補助率：1/2以内）

病害の低減に効果が認められる雨よけ設備の設置を支援
※面積要件：地続きで概ね10a以上
※補助金上限額：160万円/10a

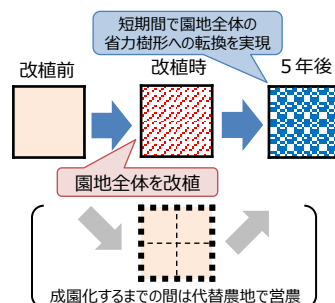
（５）高温対策資機材の導入（補助率：1/2以内）

支持設備等と一体的に導入する遮光ネットや、点滴かん水設備と一体的に導入するマルチシート、樹体や果実の冷却のための細霧冷房といった高温障害の発生低減に向けた資機材の導入を支援
※面積要件：地続きで概ね10a以上
※遮光ネット、マルチシートについて、既に導入済の設備がある場合は単品での導入も支援対象

（省力樹形の例）



りんごの超高密植
（トールスピンドル）栽培



多目的防災網の設置



簡易雨よけ設備の設置



遮光ネットの導入



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ果樹振興班（TEL：03-3502-5957）

19 果樹の大幅な省力化等に向けた実証に取り組みたい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業者

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

販売供給の出口を見据えた作業の合理化、省力栽培技術・品種の導入、労働力の確保等を図り、生産性を飛躍的に向上させるための産地構造転換に向けた実証等の取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策】

対象となる方

都道府県、生産者、生産出荷団体、実需者、農業支援サービスを提供する事業者などにより構成されたコンソーシアム（生産者と実需者は必須。）

支援内容

産地構造転換パイロット実証事業

※改植・新植支援においては地域計画の目標地図に位置付けられることが
確実な者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であることが要件

【事業メニュー】

事業実施主体は、次のうち成果目標の達成に必要なメニューを選択して取り組みます。

- ア 省力樹形や省力的な植栽方法の導入
- イ スマート農業技術を活用した生産・出荷・流通や労務管理の合理化
- ウ 加工・業務用等新たなマーケットの開発・拡大に向けた省力栽培技術や品種の導入
- エ サービス事業者等を活用した人材確保
- オ 流通事業者や地域内外の他事業と連携した労働力の相互融通
- カ 経営の多角化による通年雇用



【成果目標】

これまでの生産供給体制を刷新した生産供給体制モデルを構築し、事業実施前と比較して労働生産性（農業従事者一人当たりの年間の利益額）を向上させることが必要です。

※労働生産性＝粗利益（販売額（売上高）－経費（原価））／農業従事者数

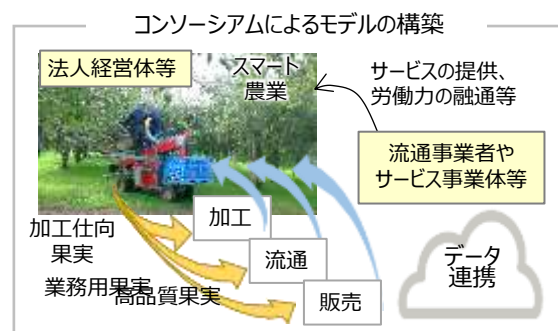
【補助対象及び補助率】

下記補助対象経費及び補助率のうち、上記で選択した事業メニューの実施に必要な取組を支援します。

- (1) 検討会の開催等（補助率：定額）
- (2) 調査・分析（補助率：定額）
- (3) テストマーケティング（補助率：定額）
- (4) 技術研修（補助率：定額）
- (5) 展示ほの設置（補助率：定額）
- (6) システム導入（補助率：1/2以内）
- (7) 小規模園地整備（補助率：1/2以内）
- (8) 省力樹形や省力的植栽等への転換（補助率：1/2以内）
- (9) 機械・設備のリース導入（補助率：1/2以内）

※（1）及び（5）の実施は必須

（8）の幼木管理に必要な経費については、定額（22万円/10a（＝5.5万円/10a×4年分）以内）



<事業の流れ>



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ果樹振興班（TEL：03-3502-5957）

20 果樹の新たな担い手を確保するための園地整備をしたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

果樹産地において新たな担い手の受入や研修等に必要となる園地の整備等の取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策】

対象となる方

新たな担い手の新規参入を推進する、都道府県、市町村、JA、法人化した経営体、民間企業などの団体

支援内容

果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業

1 整備事業

果樹型トレーニングファームの整備のための以下の取組を支援します。

(1) 小規模園地整備等（補助率：1/2以内）

排水路の整備、土壌・土層改良、園内道の整備、傾斜の緩和、用水・かん水設備、多目的防災網、防霜ファン、モノレールの整備等

(2) 部分改植（補助率：定額（面積当たり1/2相当）、1/2以内）

優良品目・品種や省力樹形への改植等

(3) 改植後の未収益期間の幼木管理（補助率：定額（22万円/10a））

(4) 省力技術研修（補助率：定額（3万円/10a以内））

2 推進事業（補助率：定額）

果樹型トレーニングファームの運営に必要な技術指導・管理委託に要する経費を支援します。



<事業の流れ>



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ果樹振興班（TEL：03-3502-5957）

21 新しく園芸産地をつくりたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

加工・業務用野菜の国産シェア奪還に向け、生産者、中間事業者、実需者等が連携して行う、生産・流通・販売方式の変革、作柄安定技術の導入等、実需者ニーズに対応した国内産地による周年安定供給を確立するための取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援】

対象となる方

国産野菜周年安定供給強化事業：民間団体等 ➡ 申込みは (独)農畜産業振興機構へ

支援内容

国産野菜周年安定供給強化事業

本事業は加工・業務用を中心に輸入量が多い又は拡大している野菜について、輸入からのシェア奪還を見据え、国内産が需要に応えきれない品目や作型の作付拡大等を推進するため、新たに実需者との契約栽培に取り組む取組主体に対し、事業対象面積に応じて一定の助成単価を機構が補助する事業です。

加工・業務用向けの契約栽培に必要な、新たな生産・流通体系の構築、作柄安定技術の導入等を支援。

主な支援対象



生産流通体系の構築



作柄安定技術の導入

助成単価

定額
(3年間の取組
に対して
15万円/10a)

対象品目

(加工・業務用)
たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、
ブロッコリー、ごぼう、トマト(8～10月出荷)、
セルリー(6～12月出荷)、にんにく、しょうが、さといも、
えんどう(1～7月又は11～12月出荷)、
キャベツ(11月又は1～5月出荷)、レタス(11～3月出荷)、
かぼちゃ(11～6月出荷)、だいこん(4～7月又は10月出荷)
(生食用) かぼちゃ(11～6月出荷)、トマト(9～10月出荷)

お問い合わせ先

- ・(独)農畜産業振興機構(TEL:03-3583-9534)
- ・農林水産省担当課：農産局園芸作物課 園芸流通加工第1班(TEL:03-3501-4096)

22 茶の改植や茶の有機栽培、輸出向けの茶の生産等に取り組みたい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

茶の改植・新植、改植に伴う未収益期間、有機栽培や輸出向け栽培体系への転換、棚栽培への転換等の取組に対し支援します。

あわせて、国産茶の需要創出に向けた消費者・実需者ニーズの把握や商品開発、製造・加工技術の確立、茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成等を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進】

対象となる方

農業者団体 等

支援内容①

持続的な生産体制の構築や実需者ニーズに対応した高品質生産等を図るため、産地の戦略に基づき実施する新植・改植、改植に伴う未収益期間、有機栽培への転換、輸出向け栽培体系への転換、簡易な園地整備、省力化・低コスト化に資する生産・加工機械等のリース導入、需要創出に向けた取組等に対し支援します。

【茶の改植、有機栽培への転換等支援】

- 新植：12万円/10a
- 改植、移動改植：15.2万円/10a
- 改植に伴う未収益期間の支援：14.1万円/10a（他品種への改植等は18.1万円/10a）
- 棚栽培への転換（未収益支援）：4万円/10a
- 棚栽培への転換に必要な資材費：10万円/10a
- 台切りに伴う未収益支援：7万円/10a
- 有機栽培への転換に伴う資材費：10万円/10a
- てん茶生産向け直接被覆栽培への転換に必要な資材費：10万円/10a
- 茶園整理（伐根）：5万円/10a（酸度矯正等を実施する場合は8万円/10a）
- 輸出向け栽培体系への転換：5万円/10a
- 中山間地域等での有機転換に必要な改植と合わせた簡易な園地整備：1/2以内（市町村ごとに上限100万円）

【農業機械等のリース導入への支援】

- 生産性向上や省エネルギーコスト削減に資する生産・加工機械等のリース導入（補助率：1/2以内）

【茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成への支援】

- 茶生産の担い手・茶工場・実需者が一体となり、生産性向上、労働力確保、茶工場の省エネ化等の課題に対応する、新たな大規模茶産地モデルを形成する取組（補助率：1/2以内）



茶の改植等



省エネ型粗揉機



簡易な園地整備

支援内容②

新商品の開発に係る国内外における市場調査や加工機械等の導入、茶の健康機能性の調査、観光業者等との連携による体験ツアーの開発などの取組に対して助成（※）します。

（※）補助率：

- ・ソフト事業にあっては定額
- ・機械等リース事業にあっては1/2以内



新商品開発に向けた試飲・検討会の実施



萎凋処理による香りを発現させる加工技術



茶の健康機能性の調査・PR

お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局
- ・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ茶業班（TEL：03-6744-2194）

安定した農畜産物の 生産

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

茶の改植・新植、改植に伴う未収益期間の幼木管理、有機栽培や輸出向け栽培体系への転換、棚栽培への転換、災害対応設備の導入、茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成支援等の取組に対し支援します。

【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（うち茶）】

対象となる方

農業者団体 等

支援内容

需要の変化に対応した茶の優良品種への改植・新植、改植に伴う未収益期間の幼木管理、有機栽培への転換、棚栽培への転換、輸出向け栽培体系への転換等に対し支援します。
また、防霜ファン等の災害対応設備の導入に対し支援します。

新市場獲得対策

<園芸作物等の先導的取組支援（うち茶）>

【茶の改植、有機栽培への転換等支援】

- 新植：（補助率：1/2以内）
- 改植、移動改植：（補助率：1/2以内）
- 改植に伴う未収益期間の支援：14.1万円/10a
（他品種への改植等は18.1万円/10a）
- 棚栽培への転換（未収益支援）：4万円/10a
- 棚栽培への転換に必要な資材費：（補助率：1/2以内）
- 台切りに伴う未収益支援：7万円/10a
- 有機栽培への転換に伴う資材費：（補助率：1/2以内）
- てん茶生産向け直接被覆栽培への
転換に必要な資材費：（補助率：1/2以内）
- 輸出向け栽培体系への転換：（補助率：1/2以内）
- 中山間地域等での有機転換に必要となる改植と合わせた
簡易な園地整備（補助率：1/2以内）



茶の植栽等



農薬飛散防止ネットの導入



棚栽培への転換に必要な資材の導入



直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入

【災害対応設備の導入支援】

- 防霜ファン等の災害対応設備の導入：（補助率：1/2以内）
※防霜ファン等の設置費を含む
※事業実施主体の推進事務費は定額



防霜ファンの導入

お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局
- ・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ茶業班（TEL：03-6744-2194）

23 花き生産や流通の効率化に取り組みたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

物流2024年問題に対応した花き流通の効率化、高温化での品質確保に向けた病害虫被害の軽減や需要期に合わせた生産・出荷などの産地の課題解決に必要な技術導入、需要のある品目への転換や導入を支援するとともに、花き需要の回復に向けて、新たな需要開拓、利用拡大に向けたPR活動等の前向きな取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうちジャパンフラワー強化プロジェクト推進】

対象となる方

【花き業界関係者が組織する協議会】

- ・都道府県を活動の範囲とし、都道府県、花き産業関係者等により構成されている地域推進協議会
- ・複数の都道府県を活動の範囲とし、都道府県、花き産業関係者等により構成されている広域推進協議会
- ・全国を活動の範囲とし、農業関係団体、民間企業、民間団体、生産者、学識経験者等の専門家等により構成されている全国推進協議会

支援内容

【地域公募事業（補助率：定額）】

ア 花き流通の効率化等の取組

- ・検討会の開催、先進事例調査、マニュアル等の作成等
- ・流通の効率化に資する技術実証等

イ 産地の花き生産の課題解決に資する技術実証等

- ・生産課題の解決を目的とした技術実証、マニュアル作成等
- ・国際認証等取得や労務管理等の改善に向けた研修会の開催やマニュアル作成等

ウ ホームユース需要等に対応した品目等の転換の取組

- ・転換品目等の需要調査、転換に向けた栽培実証等

エ 新たな需要開拓、消費拡大に向けた地域段階の取組

- ・実需者等との連携強化、新たな販路開拓のための販売実証等
- ・新規購入層開拓に向けた園芸体験等

【全国公募事業（補助率：定額）】

ア 花き流通の効率化等の取組

- ・検討会の開催、先進事例調査、マニュアル等の作成等
- ・流通の効率化に資する技術実証等

イ 国と試験研究機関主導による全国レベルでの技術実証

- ・技術実証や経営分析、実証成果の普及や定着

ウ ホームユース需要等の更なる拡大のための全国的な普及活動

- ・新たな装飾スタイル等の提案・普及実証等
- ・花きの効用等に注目した職場等への導入効果の検証等



■パレット・台車等輸送基盤の標準化、効率的な流通規格の導入



■高温対策や生産コスト低減、品質向上に資する技術の導入



■地域での検討会開催、転換予定品目の需要調査



■生産者と実需者とのマッチング、園芸体験等の実施

お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局等
- ・農林水産省担当課：
農産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室（TEL：03-6738-6162）

24 国産飼料の生産・利用を拡大したい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

国産飼料に立脚した畜産への転換を推進するため、国産飼料生産・利用の拡大に向けた取組を支援します。

【事業名：国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業】

対象となる方 農業者集団、民間団体等

支援内容

1 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業

(補助率：定額、1/2以内)

① 飼料作物の生産・利用の地域モデル実証

飼料生産組織を核とする青刈りとうもろこし等の飼料作物の持続的な生産・利用の地域モデルを実証するために必要な取組を支援します。

(対象となる飼料作物：青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草)

(補助率：定額、1/2以内)

② 飼料生産組織の体制強化支援

- 飼料生産組織の規模拡大・省力化に必要な機械の導入を支援します。(補助率：1/2以内)
- 飼料生産組織が、畜産農家等と長期契約を結び、飼料の生産作業受託、生産販売等の規模拡大を行う取組を支援します(拡大分面積払い)。(補助率) 1年目：12,000円/10a以内、2年目：5,000円/10a以内

③ 飼料作物の生産性向上対策

- 雑草の侵入状況等を評価する草地診断の実施、高品質かつ高収量な草地や飼料畑に改良する難防除雑草駆除技術等の現地実証を支援します。(補助率) 草地診断：定額、現地実証：1/2以内(上限：2.1万円/10a)
- 中山間地域における「飼料増産活性化計画」の作成、放牧や飼料作物の共同生産などの飼料増産活動、これらの活動に必要な機械導入を支援します。(補助率) 飼料増産活動：1/2以内(上限：2.5万円/10a)、機械導入：1/2以内

④ 国産飼料の流通推進対策

- 3年以上の利用供給契約を締結した上で、耕種農家が品質表示を行い、畜産農家が給与情報等を提供する取組を支援します(基準年からの拡大分数量払い)。

【交付単価】(基準年を最大3年固定。単価は1年目100%、2年目80%、3年目50%)

	耕種農家	畜産農家
青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草	8,300円/t以内	7,800円/t以内
子実用とうもろこし	12,200円/t以内	12,000円/t以内

- 国産飼料生産者が品質表示を行いつつ販売を拡大する取組を支援します(前年度からの拡大分数量払い)。

【交付単価】青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草：8,300円/t以内

子実用とうもろこし：12,200円/t以内

- 国産粗飼料取扱業者が、畜産農家と複数年の販売契約を締結して、国産粗飼料の流通定着化を行う取組を輸送距離に応じて支援します(拡大分数量払い)。

【交付単価】

輸送距離	50km～	100km～	500km～	1,000km～※	1,500km～※
補助単価	2,000円/t以内	5,000円/t以内	10,000円/t以内	15,000円/t以内	20,000円/t以内

※1,000km以上の2区分については、効率的な輸送に係る要件を満たす必要あり。

- 利便性が高く、輸送や保管の効率が高い国産稲わら等の生産に資する実証・調査を支援します。(補助率：1/2以内)
- 新飼料資源に係る調査・分析、新飼料資源を利用した飼料の生産・利用拡大に必要な機械の導入を支援します。(補助率：1/2以内)

⑤ 国産飼料流通拠点整備対策

国産飼料の販売拡大を図る者が国産飼料の流通拠点を整備するために行う飼料の保管施設、成形・加工施設等の整備を支援します。(補助率：1/2以内)



お問い合わせ先

・最寄りの地方農政局等畜産担当課
・農林水産省担当課：畜産局飼料課 (TEL：03-6744-7192)

安定した農畜産物の 生産

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

国産飼料に立脚した畜産への転換を推進するため、国産飼料生産・利用の拡大に向けた取組を支援します。

事業名：飼料備蓄・増産流通合理化事業のうち国産飼料増産対策事業
強い農業づくり総合支援交付金

対象となる方

農業者集団、民間団体等

支援内容

2 飼料備蓄・増産流通合理化事業のうち国産飼料増産対策事業

① 飼料生産組織の体制強化等支援（補助率：定額）

オペレーター確保のための募集活動や、大型特殊免許や必要な技術資格の取得、人材育成のための研修、人員・機械の有効活用状況調査を支援します。

【交付対象】 人材確保：募集 30万円以内/人、研修 60万円以内/人
免許取得：20万円以内/人（大型、大型特殊、けん引等）



② 国産濃厚飼料生産の推進（補助率：定額、1/2以内）

子実用とうもろこしや未利用資源等の国産濃厚飼料の生産技術実証・普及を行う際に必要な検討会の開催や専門家による現地指導、必要な資材費等を支援します。



3 強い農業づくり総合支援交付金（補助率：1/2以内）【再掲】

TMRセンターや国産飼料の保管・調製施設の整備等を支援します。

お問い合わせ先

・最寄りの地方農政局等畜産担当課
・農林水産省担当課：畜産局飼料課（TEL：03-6744-7192）

25 農林水産物・食品を輸出したい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

②海外の規制・ニーズに対応したグローバルに通用する持続的な生産への転換や流通体系の転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を支援します。

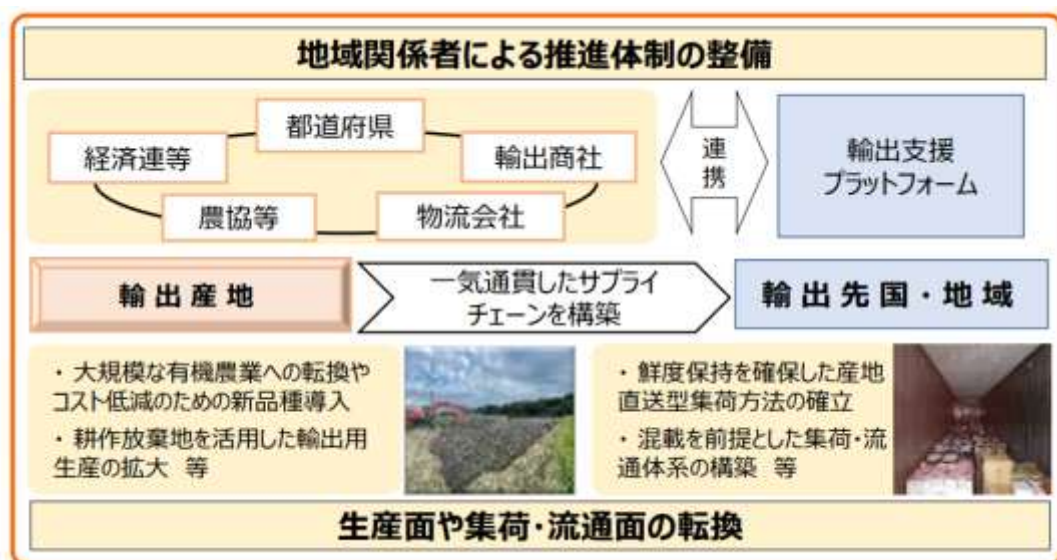
【事業名：グローバル産地づくり推進事業のうち 大規模輸出産地モデル形成等支援事業】

対象となる方

- ① 都道府県
- ② 都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関等により構成された協議会

支援内容

地域の関係者で組織する輸出推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応したグローバルに通用する持続的な生産への転換や流通体系の転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を支援します。



詳細については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

・農林水産省輸出・国際局輸出支援課（TEL:03-6744-7172）
又は 最寄りの地方農政局経営・事業支援部輸出促進課等

26 環境にやさしい農業や有機農業に取り組みたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

生産から消費まで一貫して有機農業を推進する拠点（オーガニックビレッジ）の創出を支援するほか、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援します。また、新たに有機農業への転換等を行う農業者を支援します。

事業名： みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち 有機農業拠点創出・拡大加速化事業

対象となる方

①市町村、協議会（市町村を含む） ②協議会（都道府県を含む）等

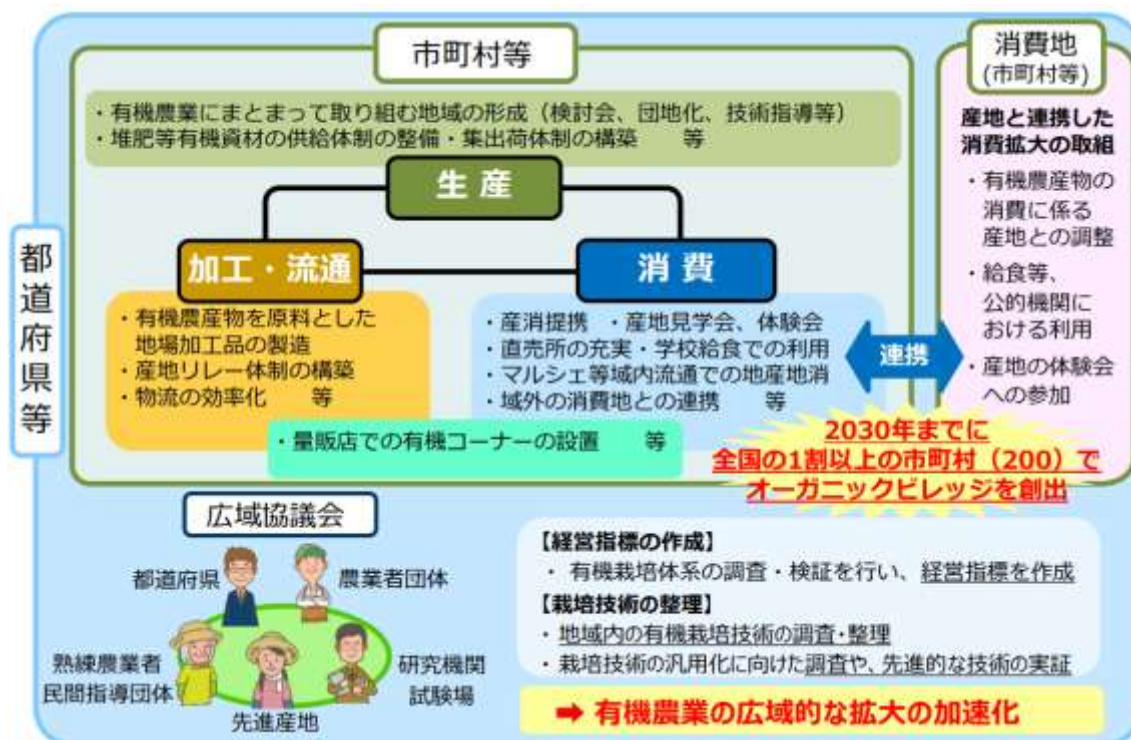
支援内容

みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち

有機農業拠点創出・拡大加速化事業（補助率：①定額/機械リースは1/2以内 ②定額）

地域ぐるみの有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む地域に対し、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や体制づくり、産地と消費地が連携した消費拡大の取組等への支援により、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出します

（①）。あわせて、有機農業の拡大を加速化するため、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援します（②）。



お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県、地方農政局等
- ・農林水産省担当課：農産局農業環境対策課有機農業調整班（TEL：03-6744-2114）

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

【事業名： グリーンな栽培体系加速化事業（みどりの食料システム戦略推進交付金）】

対象となる方

協議会、都道府県、市町村、農業協同組合

1) 農業者が事業に参加すること。2) 協議会が事業実施主体となる場合は、都道府県又は農業協同組合が構成員となること。3) 市町村が事業実施主体となる場合は、都道府県又は農業協同組合が事業に参加すること。

支援内容

各産地のグリーンな栽培体系への転換に向けた取組を支援

① 産地に適した環境にやさしい栽培技術・省力化に資する先端技術等の検証

環境にやさしい栽培技術

化学農薬の使用量の低減に資する技術
土壌くん蒸剤の代替技術 など

化学肥料の使用量の低減に資する技術
局所施肥・可変施肥 など

有機農業の取組面積拡大に資する技術
有機農業のための土づくりや防除法 など

水田からのメタンの排出削減に資する技術
中干し期間の延長、秋耕 など

バイオ炭の農地施用
選定枝のバイオ炭や籾殻くん炭の施用 など

石油由来資材からの転換

ポリマルチからバイオマス由来成分を含む
生分解性マルチへの切替え など

プラスチック被覆肥料の被覆殻対策
プラスチック被覆肥料の代替技術 など

省資化

耐用年数の長い資材への切替え など

その他温室効果ガスの削減に資する技術

自動操舵システム・電動小型農機
（化石燃料の使用量の低減） など

省力化に資する技術

慣行の栽培体系と比べて
省力化される技術

環境にやさしい栽培技術
の省力化を図る技術

次の①②のいずれか一方を満たす必要があります。詳細は、右下二次元バーコードに掲載されている事業説明資料の15～17ページをご参照ください。

①検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術を検証すること ②複数の産地が連携して環境にやさしい栽培技術を検証すること

② ①の検証に必要なスマート農業機械等の導入

③ ①の検証と併せて行う、環境に配慮して生産した農産物に対する消費者の理解醸成

④ グリーンな栽培体系の実践・普及に向けた栽培マニュアル・産地戦略（ロードマップ）の策定

⑤ 栽培マニュアル・産地戦略の情報発信（HPへの掲載等）

交付率

①③④⑤：定額（交付上限額：300万円又は360万円※（うち③は30万円）
②：1/2 以内（交付上限額：1,000万円）

※有機農業又は複数の環境負荷低減の検証に取り組む場合は360万円 ※スマート農業技術活用促進法に規定する「生産方式革新実施計画」の達成に資する検証に併せて取り組む場合は、交付上限額を100万円引き上げ

お問い合わせ先

・都道府県、最寄りの地方農政局等
・農林水産省担当課：農産局技術普及課みどりユニット（TEL：03-6744-2107）

詳細はこちら



<https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/green/index.html>

27 地域共同で農地、水路、農道等の地域資源の保全管理等に取り組みたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

農業の多面的機能の維持・発揮や地域全体で担い手を支えることを目的として、農用地、水路、農道等（地域資源）を適切に保全管理するために農業者等が地域共同で行う活動を支援します。

（2015年度から法律に基づく安定的な制度として実施しています。）

【事業名：多面的機能支払交付金】

対象となる方

- ① 農地維持支払：農業者のみ、または農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織
- ② 資源向上支払：農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

支援内容

① 農地維持支払交付金

多面的機能の維持・発揮に不可欠な地域の共同活動を支援します。

【対象活動】

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

〔○ 基本単価例：都府県の水田……3,000円/10a〕

② 資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

【対象活動】

- ・地域資源の質的向上を図る共同活動
（水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等）
- ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外来種駆除



コンクリート水路の更新

〔○ 基本単価例(共同活動)：都府県の水田……2,400円/10a 継続地区の単価は左記単価の7.5割を上限
基本単価例(長寿命化)：都府県の水田……4,400円/10a〕

「活動組織」を設立し、市町村から5年間の事業計画の認定を受け、活動を実施します。

① 活動組織の設立・計画の作成

② 事業計画の認定

③ 活動の実施

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県、地方農政局等
・農林水産省担当課：農村振興局農地資源課多面的機能支払推進室 03-6744-2447

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

中山間地域等において将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

【事業名：中山間地域等直接支払交付金】

支援内容

- 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等で、農地を維持・管理する取決め（協定）を締結し、5年
間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を支援します。
- 面積に応じて一定額を交付する仕組みで、協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用でき
ます。

【交付単価】

地 目	区 分	交付単価 (円/10a)	地 目	区 分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20以上)	21,000	草 地	急傾斜 (15度以上)	10,500
	緩傾斜 (1/100以上)	8,000		緩傾斜 (8度以上)	3,000
畑	急傾斜 (15度以上)	11,500		草地比率の高い草地 (寒冷地)	1,500
	緩傾斜 (8度以上)	3,500	採草放牧地	急傾斜 (15度以上)	1,000
				緩傾斜 (8度以上)	300

① 農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（交付単価の8割を交付）

- ・ 農業生産活動等
耕作放棄の防止等の活動及び水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- ・ 多面的機能を増進する活動
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

② 体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（①＋②の活動により交付単価の10割を交付）

- ・ ネットワーク化活動計画の作成
複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等 （田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	10,000円 （田・畑）
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地 （田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	14,000円 （田・畑）
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 （田・畑）
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	
ネットワーク化加算 【上限額：100万円/年】	10,000円(最大※1) （地目にかかわらず）
ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援	
スマート農業加算 【上限額：200万円/年】	5,000円 （地目にかかわらず）
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	

※1 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動
（～5ha部分）10,000円/10a、（5ha～10ha部分）4,000円/10a、（10～40ha部分）1,000円/10a
※2 第5期対策（R2～R6）で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

【協定間の連携による農作業】
（ネットワーク化加算の取組イメージ）



【自走式草刈機の導入】
（スマート農業加算の取組イメージ）



（注）本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県、地方農政局等
・農林水産省担当課：農村振興局地域振興課中山間地域・日本型直接支払室直接支払企画班（03-3501-8359）

28 野生鳥獣による農作物被害の低減やジビエ利活用を推進したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

捕獲や追払いなどの活動や、侵入防止柵、ジビエ処理加工施設の設置など、地域ぐるみで行う鳥獣被害対策を支援します。

【事業名：鳥獣被害防止総合対策交付金】

対象となる方

- 実施主体は、市町村、農林漁業団体、狩猟者団体などで構成される地域協議会（ジビエ利活用の取組については、市町村、処理加工施設、民間事業者などで構成されるコンソーシアムでも可）であることが必要です。
 - ※ 施設整備については、地域協議会の構成員である市町村や民間団体等も単独で実施主体になれます。
 - ※ 実施隊の体制強化に向けた取組を行う場合、地域協議会の構成員である民間団体等による実施もできます。
 - ※ （3）の事業については、都道府県が事業実施主体となります。
- 事業の実施に当たっては、市町村が鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成している必要があります。

支援内容

（1）鳥獣被害防止総合支援事業（補助率：1/2以内、定額等）

①鳥獣被害防止やジビエ等利活用拡大のための施設整備を支援します。

- ・侵入防止柵等の被害防止施設（広域柵等への再編整備含む）※
- ・捕獲鳥獣の処理加工施設、焼却施設
- ・捕獲技術高度化施設（射撃場）等

※侵入防止柵の自力施工を行う場合は、資材費相当分の定額補助が可能

②鳥獣被害対策実施隊、民間団体、捕獲サポート隊等による

- 地域ぐるみの被害防止活動を支援します。
- ・体制の整備、有害捕獲、被害防除、生息環境管理、集落点検
- ・サル複合対策、クマ複合対策、鳥類複合対策
- ・広域柵の再編整備計画の策定
- ・GISやICT等新技術を活用した取組 等

③捕獲現場及びジビエ処理加工施設での人材育成を支援します。

- ・鳥獣被害対策実施隊のOJT研修
- ・新規に猟銃を取得する費用に対する支援
- ・処理加工施設におけるOJT研修

④ジビエ利活用拡大に向けた取組を支援します。

- ・ジビエプロモーション、ペットフードや皮革等を含む多用途利用



（2）緊急捕獲活動支援事業（補助率：定額）

- ・捕獲頭数に応じて捕獲活動経費※を支援します。

※獣種や処理方法に応じて設定されている上限単価の範囲内で定額支援

（3）都道府県活動支援事業及び都道府県広域捕獲活動支援事業（補助率：定額）

- ・都道府県が行う広域捕獲活動※、生息状況調査、人材育成等の取組を支援します。

※上限単価の範囲内で定額支援

（4）シカ、クマ特別対策事業（補助率：定額）

- ・被害要因、生息状況等に基づいたシカ、クマの捕獲対策に係る総合的な取組を支援します。



お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県

・農林水産省担当課：農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 03-3591-4958

29 農作物残渣等を活用してエネルギーを製造したい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業者

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けた調査・設計・施設整備を支援します。

【事業名：みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちバイオマスの地産地消】

対象となる方

都道府県、市町村、農業者、農業者団体 等

支援内容

1 地産地消型バイオマスプラント等の導入（補助率：1/2以内、定額）

家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査、設計、施設整備（マテリアル製造設備を含む）、施設の機能強化対策、効果促進対策等を支援します。

- ① 事業化の推進（事業性の評価、調査、設計）【補助率：1/2以内】
- ② バイオマス利活用施設整備【補助率：1/2以内】
- ③ 効果促進対策【補助率：定額】

2 バイオ液肥散布車等の導入（補助率：1/2以内）

メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車等の導入を支援します。

3 バイオ液肥の利用促進（補助率：定額）

- ① 散布機材や実証ほ場を用意し、メタン発酵バイオ液肥を実際には場に散布する（散布実証）。
- ② 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、バイオ液肥を肥料として利用した際の効果を検証する（肥効分析）。
- ③ 検証の結果を整理し、普及啓発資料の作成や研修会の開催により、地域の農業者等にバイオ液肥の利用を促すことで、利用範囲を拡大する（普及啓発）



お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県、地方農政局等
- ・農林水産省担当課：大臣官房環境バイオマス政策課（TEL：03-6738-6479）

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う、良質な堆肥等の生産や、環境負荷を低減して生産された農林水産物を用いた新商品の生産、農林水産物の流通の合理化のための施設整備等の取組を支援します。

【事業名：みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちみどりの事業活動を支える体制整備】

対象となる方

環境負荷低減の取組に必要な資材の生産・販売や環境負荷を低減して生産された農林水産物を用いた新商品の生産、農林水産物の流通の合理化に取り組む農林漁業者、民間事業者、地方公共団体 等
(みどりの食料システム法に基づく**基盤確立事業実施計画の申請を行い、認定を受けた者**に限る。)



基盤確立事業実施計画の
認定についてはコチラ

支援内容

1. 環境負荷低減の取組に必要な資材の生産・販売

(1) 機械・施設の整備等 (ハード) 【交付率：1/2以内 (交付上限 2 億円)】

代替肥料やバイオ炭等の資材の生産及び広域的な流通を図るために用いる機械・施設の整備
(例：ペレタイザー、農業系廃棄物の炭化装置の導入 等)

(2) 調査、検査・分析、実証試験等 (ソフト) 【交付率：定額※リース費は交付率1/2以内 (交付上限650万円)】

資材の広域的な普及・原材料の調達の安定化を図るために必要な調査・検討や品質の検査・分析、事業成果の情報発信等の実施に当たって必要となる取組 (例：利用可能な未利用資源の調査・検討、資材の栽培実証 等)

2. 環境負荷を低減して生産された農林水産物を用いた新商品の生産・販売

有機農産物又は特別栽培農産物等の農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図る取組を通じて生産された農林水産物 (以下「環境負荷低減農林水産物」という。) を用いた新商品の生産を支援。

(1) 機械・施設の整備等 (ハード) 【交付率：1/2以内 (上限 2 億円)】

環境負荷低減農林水産物を用いた新商品を生産するために用いる機械・施設の整備 (例：加工工場 等)

(2) 調査、検査・分析、実証試験等 (ソフト) 【交付率：定額※リース費は交付率1/2以内 (補助上限650万円)】

環境負荷低減農林水産物の調達先となる生産者の調査・検討や商品改良・需要開拓に必要な調査、分析 (例：原材料となる農林水産物の生産者調査、新商品PRのための展示会への出展 等)

3. 環境負荷を低減して生産された農林水産物の流通の合理化

環境負荷低減農林水産物の流通の合理化を支援。

(1) 機械・施設の整備等 (ハード) 【交付率：1/2以内 (上限 2 億円)】

環境負荷低減農林水産物の流通を合理化するために用いる機械・施設の整備 (例：小規模貯蔵施設の導入 等)

(2) 調査、検査・分析、実証試験等 (ソフト) 【交付率：定額※リース費は交付率1/2以内 (補助上限650万円)】

環境負荷低減農林水産物の調達の安定化・広域化に資する調査、物流構築に係る実証等、流通の合理化を図るに当たって必要となる取組の実施 (例：新たな物流構築に係る検討や生産者の分布調査 等)

＜導入対象となる機械・設備・施設等のイメージ＞



ペレタイザー



野菜等の加工工場



小規模貯蔵施設

＜支援対象となる調査・分析等の取組のイメージ＞



- ・利用可能な未利用資源や調達先となる生産者の調査・検討、資材の栽培実証
- ・調達先となる生産者の調査・検討や商品改良、需要開拓に必要な調査、分析
- ・新たな物流構築に係る検討や生産者の分布調査

お問い合わせ先

・最寄りの都道府県庁
・農林水産省担当課：大臣官房みどりの食料システム戦略グループ TEL:03-6744-7186

31 中山間地の特色を活かした経営を展開したい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

中山間地の特色をいかした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押しすることで、中山間地農業を元気にします。

【事業名：中山間地農業ルネッサンス事業】

支援内容

中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る国の指針に則して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき支援事業の優遇措置等を行います。

1. 農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）（補助率：定額）

地域別農業振興計画に基づき、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成、デジタル技術の導入・定着を支援します。

2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援（優遇措置等）

中山間地域等の特色をいかした農業や、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

（国の支援事業）

- ◆ 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ >> 14番 25ページへ
- ◆ 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業 >> 1番 2ページへ
- ◆ 農業農村整備関係事業 >> 4番 9ページへ
- ◆ 集落営農連携促進等事業 >> 10番 20ページへ
- ◆ 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 >> 22番 36ページへ
- ◆ みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちバイオマスの地産地消 >> 29番 47ページへ

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承（優遇措置等）

地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。

（国の支援事業）

- ◆ 多面的機能支払交付金 >> 27番 44ページへ
- ◆ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業 >> 28番 46ページへ
（侵入防止柵、処理加工施設等）

お問い合わせ先

※ 各支援事業において制度拡充により優遇措置が設けられています。詳しくは、お問い合わせ下さい。
・最寄りの市町村、都道府県
・農林水産省担当課：農村振興局地域振興課中山間地域・日本型直接支払事業指導班（TEL：03-3501-8359）

32 農作業の受託や機械のシェアリング（共同利用）等の農業支援サービス事業を新たに立ち上げたい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。

【事業名：スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業】

対象となる方

農業支援サービス（※）事業者又は今後農業支援サービス事業を行う者であって、以下を満たす者

- (1) 農業支援サービスを新たに実施すること(新サービス開始、新たな地域への展開等)
- (2) 事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積を拡大すること

※ 農業支援サービスとは、農業現場における作業代行等、農業者に対してサービスを提供することで対価を得る業種のことをいい、ドローン散布等の作業受託、農業機械のシェアリング、農業現場への人材供給、農業経営のデータ分析等、農業者を技術面、経営面で支援するサービスのこと

支援内容

- ① ニーズ調査や試行的なサービス提供等のソフト経費
(補助上限1,500万円、定額（1事業実施主体当たり））
- ② サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入経費
(補助上限1,500万円（※）、補助率1/2以内（1事業実施主体当たり））
※補助上限額は、スマート農業機械を導入する場合は3,000万円、
複数都道府県へサービスを提供する場合は5,000万円。

詳しくはこちら↓
農水省HP：農業支援サービス関係情報



お問い合わせ先

農林水産省農産局技術普及課スマート・サービスユニット（TEL：03-6744-2107）